

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定によって、
次の者の軽油引取税の特約業者の指定を取り消した旨、西部県税事務所長から報告があった。

令和六年二月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

有 限 会 社 三 好 石 油 店	名 （ 氏 名 ） 称	主 た る 事 務 所 又 は 事 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日
		世羅郡世羅町大字甲山二六八番地の四	令 和 六 年 一 月 三 二 日